

立川市交通事業者緊急支援事業

1/31
締切

立川市では、コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受けている乗合バス事業者及びタクシー事業者に対し、その事業活動の継続を支援するために「立川市交通事業者緊急支援金」を交付します。

1. 申請期限

令和5年**1月31日**（火）※消印有効

2. 対象者

バス事業者	一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として道路運送法第4条第1項の許可を受けた者のうち、市内で乗降可能なバス停留所が3箇所以上あるバス路線（ <u>高速乗合バスを除く</u> ）を有するもの
タクシー事業者 （法人・個人）	一般乗用旅客自動車運送事業を営業者として道路運送法第4条第1項の許可を受けた者のうち、個人にあっては住所が、法人にあっては本店、支店又は営業所の所在地が市内にあるもの（ <u>福祉輸送限定事業者を除く</u> ）

3. 申請要件

以下の（1）～（3）の全ての要件を満たすこと

- （1）令和4年3月31日時点（以下「基準日」という。）で、当該事業所等で事業を営んでおり、申請日以降も事業を継続する意向であること。
- （2）「立川市契約における暴力団等排除措置要綱」第2条第3号に掲げる暴力団又は同条第4号に掲げる暴力団員等でないこと。
- （3）市税を滞納していないこと。（徴収猶予措置の手続きをしている場合は除く）

【申請先及び問い合わせ先】

〒190-8666 立川市泉町 1156-9

立川市まちづくり部交通対策課交通企画係（2階77番窓口）

☎042-523-2111（内線）2279

【受付時間】午前9時～午後5時（祝日・土休日を除く）



4. 支援金額

対象者	支援金額
バス事業者	10万円 × 系統数(※1)
タクシー事業者(法人)	3万円 × 車両数(※2)
タクシー事業者(個人) 【上限15万円】	水道光熱費及び燃料費(※3)の100分の30に相当する額(※4)

※1：市内で乗降可能な停留所が3箇所以上あるバス路線（高速乗合バスを除く）のうち、基準日から申請日において継続して運行している系統の数（立川市路線バス運行事業補助金を受けている系統を除く）

※2：市内の本店、支店又は営業所に配置している車両のうち、基準日から申請日において継続してタクシー事業に使用しているものの数。

※3：令和3年分の確定申告で、経費として申告した水道光熱費と燃料費の合計額。

※4：1,000円未満の端数については切り捨てるものとする。

5. 申請方法

下記書類をご準備の上、期日までに**郵送（簡易書留）**又は**窓口**で申請を行ってください。

提出書類
(1) 交通事業者緊急支援金交付申請書（第1号様式）
(2) 誓約書兼同意書（第2号様式）
(3) 道路運送法第4条第1項の許可を受けたことを証する書類の写し <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p>【バス・法人タクシー事業者】</p><p>①免許状又は認可書</p><p>②事業計画（変更）認可申請書または届出書の控え（行政庁の受理印のあるもの） ※事業の種類、主たる事務所及び営業所とその位置、事業用自動車（法人タクシーのみ）の数を 確認します。該当部分にマーカーで印をつけてください。</p><p>【個人タクシー事業者】</p><p>①一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)の許可等に付した期限の変更等通知書 ※期限更新をしていない場合は「認可書（譲渡譲受）」でも可</p><p>②免許証（裏面に記載がある場合は裏面も）</p></div>
(4) 運行系統数が確認できる書類 ※バス事業者のみ
(5) 納税証明書 ※法人の課税権が立川市以外の市区町村にある場合のみ

(6) 経費関係 ※タクシー事業者（個人）のみ

燃料費に関する支払証明書類

※支払証明書類については所得税の申告の計算の根拠資料とし、保存が義務付けられているものの写しをご提出ください。

※提出には、支払証明書類貼付台紙をお使いください。

青色申告：令和3年分の所得税確定申告（青色申告決算書1, 2頁目）の写し

白色申告：令和3年分の所得税確定申告（収支内訳書1頁目）の写し

※確定申告書の勘定科目「水道光熱費」に水道・電気・ガス以外の経費を含んでいる場合は、支払証明書類（所得税の申告の計算の根拠資料とし、保存が義務付けられているもの）の写しをご提出ください。

- * (1) (2) の様式は、立川市ホームページよりダウンロードできます。ダウンロードができない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- * 書類は返却いたしません。書類や申請内容に不備等がない場合、申請受理から指定口座への入金まで概ね3週間程度を見込んでいます。申請者には「交通事業者緊急支援金交付（不交付）決定通知書」を送付します。
- * 申請書類に不足や誤りがある場合、書類の追加提出を求める場合があります。期日までに指定する書類がそろわない場合等は事前にご相談ください。
- * 交付決定後、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき、その他市長が適当でないと認めるときは、交付決定の取り消し、又はすでに交付した支援金を返還していただきます。

【申請先及び問い合わせ先】

〒190-8666 立川市泉町 1156-9

立川市まちづくり部交通対策課交通企画係（2階77番窓口）

☎042-523-2111（内線）2279

【受付時間】 午前9時～午後5時（祝日・土休日を除く）

立川市ホームページ

